

# 災害時における応援協力に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社・湘南工場（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他災害が発生した場合における応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（応急必需品の範囲）

第1条 応急必需物品の範囲は、段ボールとする。

（調達の要請）

第2条 甲は、災害時において段ボール等の確保が必要であると認めるときは、乙に対し、段ボールの調達を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する段ボールの調達を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その事項を甲に連絡するものとする。

（価格及び支払い）

第5条 段ボールの引取価格は、災害発生時における適正な価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（引渡場所）

第6条 段ボールの引渡場所は、乙が指定するものとし、甲の派遣する職員が確認のうえ、これを引き取るものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（応援協力）

第8条 応急必需品の提供の他、甲の応援協力要請に対して、乙に支障がない範囲で応援協力をするものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、平成20年2月29日から効力を発生し、甲乙協議のうえ、特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年2月29日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長

山上貞夫



乙 寒川町宮山3155番地

レンゴー株式会社湘南工場

工場長

住田健二

